

2018年12月11日

当学会における学会発表・学術雑誌投稿にあたっての注意喚起

倫理・利益相反委員会

近年、医学研究において様々な問題が発覚したことから、特に臨床研究について社会から厳しい目が向けられています。医療に関する研究や公表（学会報告、論文投稿など）が適正に行われなくなると、患者へ意図しない悪影響が及ぶ危険があります。そこで、日本緩和医療学会では、医療に関連する臨床研究と、その結果の公表を適正に行うために参考にしていきたい法令等について示します。

1. 研究実施と公表にあたって参照すべき法令等

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針などの医学研究に関わる法令・政府指針を遵守してください。なお、医学研究に関わる法令・政府指針としては下記に示すものなどがあります（例示）。

[医学系研究関連]

臨床研究法：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

厚生労働科学研究に関する指針：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

[利益相反関連]

日本医学会 COI 管理ガイドライン：

<http://jams.med.or.jp/guideline/index.html>

2. 臨床研究法で定められた特定臨床研究について

臨床研究法に定められた特定臨床研究については、臨床研究法に則って対応する必要があります。2019年3月末に経過措置が終了しますので注意してください。

3. 症例報告について

症例報告（症例数が少ない場合）は研究と考えられていないため、医学研究に関する政府指針の適用を受けません。ただし、この場合でも個人情報の保護に務めなければなりません。従って、個人情報保護に関する法令・政府指針や「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針（日本緩和医療学会は平成27年6月8日付で賛同）」（<https://www.jssoc.or.jp/journal/guideline/privacy.html>）を遵守してください。